

江東区重度障害者等就労支援事業の概要

⇒⇒⇒ 重度障害者等の方の通勤や職場等の介助を支援します ⇐⇐⇐

趣 旨

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携して、通勤や職場等における支援することを目的としています。

対象となる方

重度訪問介護、同行援護、行動援護の支給決定を受けている方

支援の内容

★★当該事業（福祉施策）★★

企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合等で、区が必要と認めた場合に支援

- ・ 職場における支援 ⇒ 喀痰吸引、姿勢の調整、安全確保のための見守り等
- ・ 通勤における支援 ⇒ 各年度4か月目以降の通勤支援
- ・ 自営業者への支援 ⇒ 当該事業等に従事することにより所得の向上が見込まれると区が認めた場合に支援（雇用施策の適用がないため、上記の当該事業で支援

★障害者雇用納付金制度に基づく助成金（雇用施策）★

- ・ 職場における支援（業務に関連する支援） ⇒ 文書の朗読や作成、機器の操作や入力作業等
- ・ 通勤における支援 ⇒ 各年度3か月間の通勤支援

申請実施の流れ

民間企業に勤務する方：関係者間で支援計画書作成 ➡ 独立行政法人高齢・障害求職者雇用支援機構（JEED）に提出・確認 ➡ 確認済の支援計画書を添付し、区に利用申請・決定 ➡ 利用開始

自 営 業 者 等：関係者間で支援計画書作成 ➡ 利用申請 ➡ 利用開始

利用者の負担上限月額

利用者負担区分により、住民税課税者は就労支援に要する費用の1割負担（上限あり）、住民税非課税者及び生活保護の方は利用者負担なしになります。ただし、住民税課税の方については介護給付費等と就労支援事業費と一体的に利用者負担上限額の合算を行います。



問合せ・連絡先

江東区障害福祉部障害者支援課在宅生活相談係

江東区役所（防災センター内）2階13番

電話 03-3647-4308

FAX 03-3647-4910